

「自殺を予防する」 ゲートキーパー養成研修会

「ゲートキーパー」とは大切な命を守るために、自殺を予防する「命の門(ゲート)」の守り人(キーパー)の役割を担っています。日常生活でゲートキーパーの役割を意識して頂くことで、「生きやすい社会」や、自殺を未然に防げる地域づくりを

目的に研修会を開催します。

場所 佐久市市民創練センター
大会議室
(佐久市猿久保165番地1)
保健福祉課健康推進係
(32)2554

	初級編	中級編
日時	10月17日(木) 午後1時30分～3時30分	11月18日(月) 午後1時30分～3時30分
対象者	ゲートキーパーに関心のある方	初級編に参加した方
定員		100名
内容	研修Ⅰ 「自殺の実態とゲートキーパーについて」 講師:佐久市役所職員 研修Ⅱ 「心の健康の理解～うつ病・アルコール問題を中心に～」 講師:小諸高原病院医師	「あなたもできる気付き、傾聴、つなぐ、見守る」 講師:ワークポート野岸の丘職員
申込期限	10月11日(金)	11月11日(月)

ジャンボな ハロウィンで大収穫

「ハロウィンジャンボ宝くじ」ハロウィンジャンボミニが、9月24日(火)から全国で2種類同時発売されます。

発売期間

9月24日(火)

～10月18日(金)

抽選日

10月30日(水)

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。宝くじの収益金は、長野県の販売実績により配分されますので、**長野県内の宝くじ売り場**で**お問い合わせ**ください。

※昨年のハロウィンジャンボ宝くじ(第765回全国自治宝くじ)およびハロウィンジャンボミニ(第766回全国自治宝くじ)の時効(令和元年11月4日(月))が迫っておりますのでお忘れなく。

問い合わせ先

企画財政課財政係

(32)3112

やまゆりを育ててみませんか やまゆり栽培講習会

やまゆりの会では、町花やまゆりの普及と「やまゆりの里」の実現に向けて、保護育成活動を行っています。毎年ご好評いただき、恒例となりましたやまゆりの栽培講習会を次のとおり開催します。

来年のやまゆり展示会への出展に向け、ぜひこの機会にご家庭でも栽培に取り組んでみてください。

日時 11月2日(土)
午後1時30分～

場所

エコールみよた円形広場
(雨天の場合は、役場西側玄関横)

販売数 100セット
(1人2セットまで)

参加費 1,500円
(鉢・養土・球根3球)

※鉢持参の方は1,000円
※球根のみ購入の方は800円

申込締め切り
10月18日(金)

※予定数になり次第終了

申し込み・問い合わせ先
産業経済課商工観光係

(32)3113

東信州中山道ウォーキング かじつての城下町と 創業59年のホテルで楽しむ旅

岩村田宿にて、案内人と歩く東信州中山道ウォーキングが開催されます。

日時 10月26日(土)
午前10時～午後1時

コース

佐久ホテル～大井城址～岩村田陣屋跡～龍雲寺～旧法華堂～西念寺～子育て地蔵～岩村田城址～伊勢屋敷～佐久ホテル約3.5km

講師

佐久歴史の道案内人の会

募集人員

20名

参加料

3,000円
別途昼食代1,200円

※参加者全員にあじろ笠プレゼント

集合場所

佐久ホテル

(佐久市岩村田今宿553番地)

申込締め切り

開催日の前日までに事務局に電話でお申し込みください。

申し込み・問い合わせ先

東信州中山道連絡協議会
事務局

(32)5435

やまゆり祭へ ようこそ!

「やまゆり共同作業所」は障がいを持つ方々がそれぞれの目的を持って、社会的自立を目指して仕事をしています。より地域に根ざした作業所の運営を目指して、第8回「やまゆり祭」を開催します。

作業所製品販売、各種露店子どもゲームコーナーなどを用意して皆さまのお越しをお待ちしております。障がいのある人もない人も同じ空の下、一緒にお祭りを楽しみませんか?

日時

10月19日(土)

午前10時～午後2時

場所

やまゆり共同作業所および
駅北駐車場(郵便局裏)

内容

作業所製品販売(フラフト
テープカゴ製品・アクリル
わし・スーパームップ)、かご
作り体験コーナー、露店(焼
きそば・豚汁・わたあめ・ポ
ップコーン・喫茶コーナー・子
どもゲームコーナー・ミニフ
リーマーケットなど)

問い合わせ先

やまゆり共同作業所

(32)1118

法人町民税の税率を 改正します

広報やまゆり9月号でお知らせしましたが、税制改正に伴い、御代田町法人町民税の法人税割に係る税率を改正します。

これは、地域間の税源の偏りを少なくし財政力格差を縮小するため、引下げ分を財源として、国から地方交付税として地方へ再配分するための税制改正が平成28年に行われたことによりです。

税率は次のとおりです。

事業開始日	9月30日まで	10月1日から
税率	10.9%	7.2%

10月1日消費税の軽減 税率制度がスタート

消費税・地方消費税の税率10%への引き上げと同時に、飲食料品(酒類・外食を除く)と新聞(定期購読契約・週2回以上発行)に係る税率を8%とする「軽減税率制度」が実施されます。

新しい仕入税額控除の方式に対応するためには、帳簿・請求書・レシートなどの記載を複数税率に対応させる必要があります。

中小企業・小規模事業者の方には、レジや受発注・請求書管理システムの導入改修について補助金を設けるなどの支援を行っています。ぜひご利用ください。

制度についての詳細は「軽減税率 国税庁」、補助金についての詳細は「軽減税率対策補助金」で検索してください。

問い合わせ先

消費税軽減税率電話相談
センター

01200205553

問い合わせ先

消費税軽減税率電話相談
センター

01200205553

問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局

0120030981111

(17) みよた広報 やまゆり 2019年10月号